

まちづくり

Vol. 208
(H25. 4. 26)

北海道開発局都市住宅課
まちづくり相談窓口

メールニュース

今号の記事

『地域除雪活動☆実践ガイドブック』の公表
「下川町低炭素まちづくり計画」策定について
国営滝野すずらん丘陵公園が春季オープンしました。
歴史的風致維持向上計画の認定について（新たに全国2市1町認定）
市街地再開発事業及びマンション建替え事業についての
説明会開催について
配信希望、配信先変更等については、まちづくり相談窓口（メールはこちら）まで
※配信希望は随時受け付けております。

各項目の○をクリックすると
各項目見出しに
ジャンプします

『地域除雪活動☆実践ガイドブック』の公表

今から準備しよう！力を合わせて除雪問題を解決！

近年、過疎化や高齢化の進展等により地域の雪かきの担い手が不足する中、屋根の雪下ろし等の除雪作業中に多くの事故が発生しております。

これを受け、国土交通省では、地域の除雪問題を解決するため、この冬の記憶が新しいうちに、次の降雪期に備えた地域除雪の体制づくりが始められるよう、共助による地域除雪の普及・定着を図る「地域除雪活動実践ガイドブック」を作成しました。

本ガイドブックは対象者・ねらいに応じた【町内会・自主防災会向け】・【行政職員向け】の2分冊とし、取組事例やケーススタディを充実させるなど、使いやすいものとなりました。

要旨	資料構成	主な内容
町内会・自主防災会向け	①地域の問題は何か(問題認識)	●地域における冬期生活の問題を例示 (例:雪下ろし困難な高齢者の増加、雪下ろし業者不足、空家の増加、通学路の除雪対応等)
	②どんな対策があるのか(先進事例)	●「初級編」、「中級編」、「上級編」の段階別に各地の事例を紹介 (初級編:防災活動の一環として地区住民が区内をパトロール、中級編:地域住民がボランティア組織を設立し地域内高齢者宅の除雪、上級編:地域外から除雪ボランティアを受入)
	③どうすればいいのか(具体的な実践手順)	●7つのステップにわけて手順を紹介 (①地域の話しあい ②地域の課題認識 ③課題の優先度 ④解決策の立案 ⑤実践活動の決定 ⑥活動実施 ⑦活動の振り返り)
	④進める上での注意事項は(ノウハウ)	●除雪作業の安全確保(事故防止のポイント等)、行政との効果的な連携(活動費用支給、機材貸与等)、外部の専門家(大学、NPO法人等)の活用について、解説
行政職員向け	1地域除雪活動とは	●地域除雪活動の定義、●地域除雪活動の実施状況、●地域除雪活動の実施イメージ
	2地域除雪活動が求められる背景	●要援護世帯の増加と除雪作業の担い手不足、●豪雪・大雪時における多数の犠牲者、●1人での除雪作業中の事故が多発
	3地域除雪活動の効果	●住民、地域、行政に対する地域除雪活動の効果(メリット)
	4行政に期待される役割	●行政が関わることの重要性、●行政の役割(地域への協力・支援)
	5地域除雪活動 全体の流れ(イメージ)	●地域除雪活動の4段階のサイクル ①準備段階→②話し合い段階→③実践段階→④振り返り段階
	6地域除雪活動 手順とポイント	●地域除雪活動の4段階(7つのステップ)について詳述 ※町内会・自主防災会向けの「③どうすればいいのか」と関連
	7事例から学ぶ地域除雪活動のポイント	●地域の自主的な活動事例(青森市等)、●行政支援を活かした活動事例(村山市等)、●行政・公的機関等が主導した活動事例(長岡市)
	8ケーススタディ	●H24年度、尾花沢市に設置された除雪ボランティアセンターの設立から実践までの活動状況
参考	●チラシデータ(よくある除雪作業中の事故と対策)内閣府・国土省	

<地域除雪活動☆実践ガイドブック>は 国土交通省 国土政策局 地方振興課のHPから入手することができます。
http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/crd_chisei_tk_000010.html

「下川町低炭素まちづくり計画」策定について

～北海道で初の「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく計画～

下川町では、「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、北海道で初となる「下川町低炭素まちづくり計画」を今年3月に策定しました。

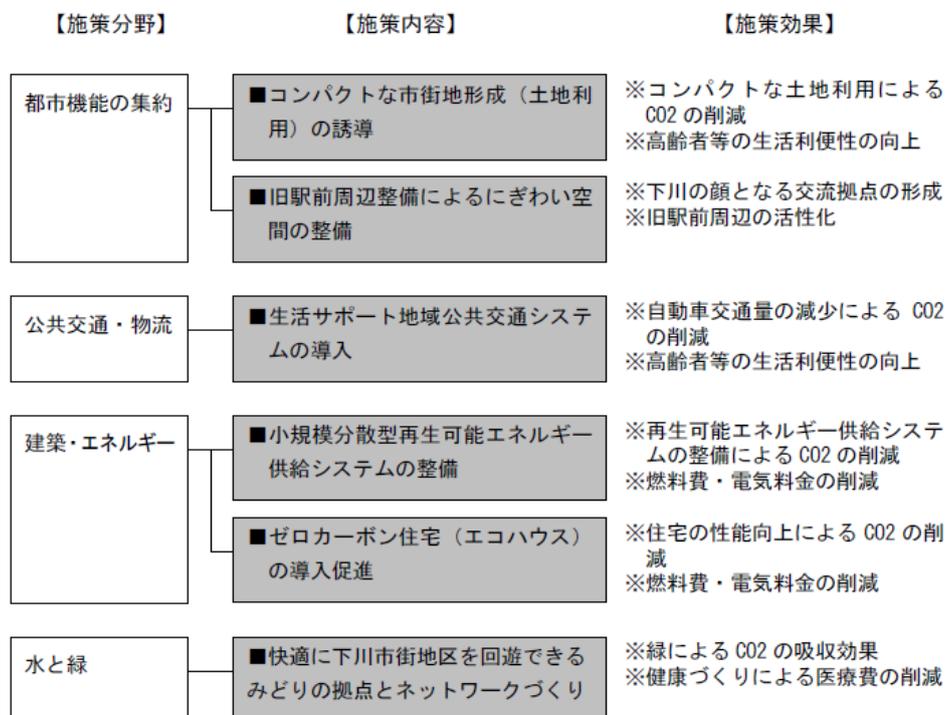
本計画は、環境未来都市に認定されている下川町が、豊富な森林資源を活用したエネルギー確保やみどりの拠点づくりなどの環境未来都市の実現のための施策と連携し、都市構造のコンパクト化を目指す計画となっています。

国土交通省北海道開発局では、今後、本計画の実施に際して、各種支援を行っていきます。

○「下川町低炭素まちづくり計画」のポイント

- ・計画期間は、2050年（中長期）を展望しつつ、2013年度から2023年度までの10年間
- ・市街地区へ都市機能の集約を進めることにより、自動車交通（都市内移動）CO2排出量（2005年と比して2030年）を、施策前より12%減（現況比35.2%減）とすることを目標
- ・目標達成のための具体的施策として、用途地域内への機能集積の他、集約拠点の形成、地域公共交通システムの再編、小規模分散型再生可能エネルギー供給システムを整備、ゼロカーボン住宅の導入促進、回遊できるみどりの拠点とネットワークづくりなど、安全に安心して快適に暮らすことのできる生活環境づくりを目指す。

○低炭素まちづくり計画の推進方策の全体像



○「下川町低炭素まちづくり計画」

<http://www.town.shimokawa.hokkaido.jp/section/kensetsusuidou/index.html>

「都市の低炭素化の促進に関する法律」(略称:エコまち法)の概要

(平成24年12月4日施行)

背景

○東日本大震災を契機とするエネルギー需給の変化や国民のエネルギー・地球温暖化に関する意識の高揚等を踏まえ、市街化区域等における民間投資の促進を通じて、都市・交通の低炭素化・エネルギー利用の合理化などの成功事例を蓄積し、その普及を図るとともに、住宅市場・地域経済の活性化を図ることが重要

法案の概要

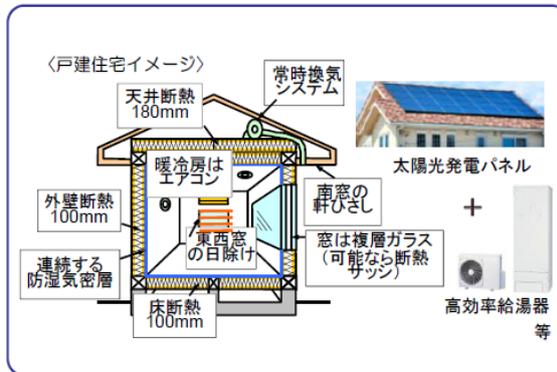
● 基本方針の策定 (国土交通大臣、環境大臣、経済産業大臣)

● 民間等の低炭素建築物の認定

【認定低炭素住宅に係る所得税等の軽減】

居住年	所得税最大減税額 引き上げ(10年間)		登録免許税率 引き下げ
H24年	400万円 (一般300万円)	保存 登記	0.1% (一般0.15%)
H25年	300万円 (一般200万円)	移転 登記	0.1% (一般0.3%)

【認定のイメージ】



【容積率の不算入】

低炭素化に資する設備 (蓄電池、蓄熱槽等) について通常の建築物の床面積を超える部分

● 低炭素まちづくり計画の策定 (市町村)

都市機能の集約化

- 病院・福祉施設、共同住宅等の集約整備
 - ✦民間事業の認定制度の創設
- 民間等による集約駐車施設の整備
 - ✦建築物の新築等時の駐車施設附置義務の特例
- 歩いて暮らせるまちづくり (歩道・自転車道の整備、バリアフリー化等)

公共交通機関の利用促進等

- バス路線やLRT等の整備、共同輸配送の実施
 - ✦バス・鉄道等の各事業法の手続特例
- 自動車に関するCO₂の排出抑制



建築物の低炭素化

- 民間等の先導的な低炭素建築物・住宅の整備

- NPO等による緑地の保全及び緑化の推進
 - ✦樹林地等に係る管理協定制度の拡充
- 未利用下水熱の活用
 - ✦民間の下水の取水許可特例
- 都市公園・港湾隣接地域での太陽光発電、蓄電池等の設置
 - ✦占用許可の特例

○詳細は国土交通省HPをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/eco-machi.html

国営滝野すずらん丘陵公園が春季オープンしました。 ～GWは滝野へGO!～

国営滝野すずらん丘陵公園は、4月20日（土）に春季開園しました。
 今年は、昭和58年7月の溪流ゾーンの開園以来、30周年の年となります。たくさんの方々のご来園をお待ちしております。（30周年記念イベントについては、別途お知らせします。）

【無料入園日】 ※各日とも別途、駐車料金がかかります。

- 5月 4日（土） 来園者全員無料
- 5月 5日（日） 中学生以下の入園料が無料
- 5月19日（日） 来園者全員無料

みんなへ
 たきのこうえんをはじめオープンしてから
 ことしで30周年たちました。
 これからもみんなが
 たのしめるこうえんに
 していきよ!
 ぜひあそびにきてね!!
 きのたん

GWの滝野は楽しさ満開!

4/27-5/30 土 おんなピオーラ600品種! **ハンダーピオーラコレクション2013**
 GW中は花の観賞も予定しています。
 4/27(土)から花の案内人・
 フラワーガイドボランティアが会場/
 ①:東口ゲート周辺

4/27-5/29 土 本物の花をばらまき! **フラワーコースターづくり**
 ①:10:00~12:00, 13:00~15:00 (出入り自由)
 ②:東口休憩所ポラントピア棟
 ③:300円/組 ④:150名/日

5/3-5/6 金 **わんぱく遊び隊**
 「森のすみかへみんなで探検しよう!」
 ①:10:30~13:30(約60分)
 ②:虹の森ドーム前
 ③:無料
 ④:20歳/日
 ●協力:NP法人こども共働サポートセンター

5/5 日 **くらしの花園ハーブらいるハーブほたちち**
 今年は選べるトッピング付き!
 ①:10:30~定員になり次第
 ②:東口休憩所
 ③:100円/席 ④:40名
 ●講師:狩野華乃
 (ハーブコーディネーター)

4/20 土 **グリーンシーズンオープン!**
無料入園日 5/4 土 5/5 日 5/19 日
 (各日とも別途、駐車料金がかかります。)

5/5 日 **きのたんの森**
 日曜日の午後は森で遊ぼう!
 ①:13:30~15:30(出入り自由)
 ②:森の教室周辺
 ③:無料 ④:20組程度/日

5/3 金 **生き物サイエンス エンゼルシロウカサネの卵を探そう!**
 ①:13:00~15:00 ②:森の情報館
 ③:無料 ④:30名
 ●講師:徳田順弘(北海道農畜衛生専門学校ハンディ図鑑)筆者)

5/6 日 **ハーブソングHokkaido in 滝野**
 あなたの「見つけた!」が、新発見になるかも?!
 滝野の森のは虫類・両生類を、みんなで見つけよう!
 ①:10:00~14:00 ②:森の情報館 ③:無料 ④:50名
 ●共催:北海道農畜衛生専門学校、NPO法人共働フォーラム
 ★(ハーブソング)と(ハーブソング)の1マラソンを兼ねる場合があります。

マウスの見方
 このマークのイベントは電話またはFAXで申し込みができます。(受付が満員の場合はお断りします)
 滝野公園センター TEL:011-594-2222 FAX:011-594-2230
 ①:受付時間(受付時間外は電話でのお断りとなります)
 ②:お断り理由(受付時間外は電話でのお断りとなります)
 ③:お断り理由(受付時間外は電話でのお断りとなります)
 ④:お断り理由(受付時間外は電話でのお断りとなります)
 ⑤:お断り理由(受付時間外は電話でのお断りとなります)

5/21 日 **森のガイドツアー**
 花の芽出しやカエルの卵など春の森の楽しみ方、教えます。
 ①:10:30~12:00, 13:30~15:00
 ②:森の情報館 ③:無料 ④:20名/回
 ※少人数のグループごとに出発です。

5/4 土 **春遊びデビュー! はじめての森遊び**
 ①:13:00~14:30 ②:森の交流館 ③:無料
 ④:20名(小学校3年生以下の親子)

5/3 金 **生き物サイエンス エンゼルシロウカサネの卵を探そう!**
 ①:13:00~15:00 ②:森の情報館
 ③:無料 ④:30名
 ●講師:徳田順弘(北海道農畜衛生専門学校ハンディ図鑑)筆者)

5/6 日 **ハーブソングHokkaido in 滝野**
 あなたの「見つけた!」が、新発見になるかも?!
 滝野の森のは虫類・両生類を、みんなで見つけよう!
 ①:10:00~14:00 ②:森の情報館 ③:無料 ④:50名
 ●共催:北海道農畜衛生専門学校、NPO法人共働フォーラム
 ★(ハーブソング)と(ハーブソング)の1マラソンを兼ねる場合があります。

今年もバスポートがオトク! 【有効期限】購入から1年間
入園料 年間バスポート
 1年に7回以上来園するとオトク!
 ●大人:2,500円 ●小学生:1,500円
 ●大人+小学生:3,500円
 ●小学生+小学生:1,500円
 ※入園料は別途お支払いください。

駐車場 年間バスポート
 5回分の駐車料金で1年間利用もできるバスポートです。
 ●価格のみ:2,000円(消費税別160円)

お問い合わせ
 http://www.takinopark.com/
 滝野公園
 011-594-2222
 011-594-2230

公式ブログ「滝野日記」更新中!
 http://www.takinopark.com/nikki/
 オフィシャルツイッター @takino_official

イベントはまだたくさんあります。詳しい情報は滝野公園HPをご覧ください。

<http://www.takinopark.com/>

歴史的風致維持向上計画の認定について

新たに全国2市1町認定

国土交通省・文部科学省・農林水産省では、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(通称：歴史まちづくり法)」第5条に基づく歴史的風致維持向上計画について、新たに岐阜県岐阜市、長野県長野市、島根県津和野町の3市町の計画を4月11日に認定しました。

これにより歴史的風致維持向上計画の認定数は、全国で38市町となりました。

この歴史的風致維持向上計画は、平成20年11月に施行された歴史まちづくり法に基づき、我が国固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、市町村が作成するものであり、国がこれを認定することによって、法律上の特例や各種事業による市町村の歴史まちづくりを支援することができます。

北海道内には、これまで認定申請された市町村はありませんが、歴史的風致の維持及び向上を図るための今後の参考としてお知らせします。

【各市町の計画の概要(申請順)】

○ 岐阜市歴史的風致維持向上計画(岐阜県岐阜市 認定申請日 H25. 3. 6)

史跡「岐阜城跡」を含み、岐阜まつり等の祭礼や岐阜提灯等の伝統工芸が受け継がれ歴史的町割りや建造物が残る岐阜城下町、1300年以上続く鶺鴒が行われる長良川や鶺鴒匠が住む鶺鴒屋地区の区域と重点区域とし、岐阜公園の再整備、歴史的建造物の修理・修景に対する助成、長良川鶺鴒伝承館における鶺鴒文化の情報発信、岐阜提灯の振興事業等が位置付けられています。



【長良川で行われる鶺鴒】

○ 長野市歴史的風致維持向上計画(長野県長野市 認定申請日 H25. 3. 7)

国宝「善光寺本堂」等を含み、善光寺御開帳や戸隠神社 式年大祭等の祭礼が受け継がれ、寺社や宿坊等の歴史的建造物が残る「善光寺・戸隠地区」、史跡「松代城跡」等を含み、松代城下町と流れる水路と活用した伝統的な水利用や 町川田神社の御柱祭等の活動が受け継がれ、武家屋敷や宿場の町並みが残る「松代・若穂川田地区」、重要文化財「白髻神社本殿」を含み、白髻神社の祭礼等が受け継がれ、歴史的な民家等の建築が残る「鬼無里地区」の3箇所と重点区域とし、重要文化財「善光寺経蔵」の保存修理、道路の美装化・無電柱化、鬼無里地域の伝統的な祭礼の情報発信等の事業が位置付けられています。



【善光寺御開帳期間中の祭礼】

○ 津和野町歴史的風致維持向上計画（島根県津和野町 認定申請日 H25. 3. 8）

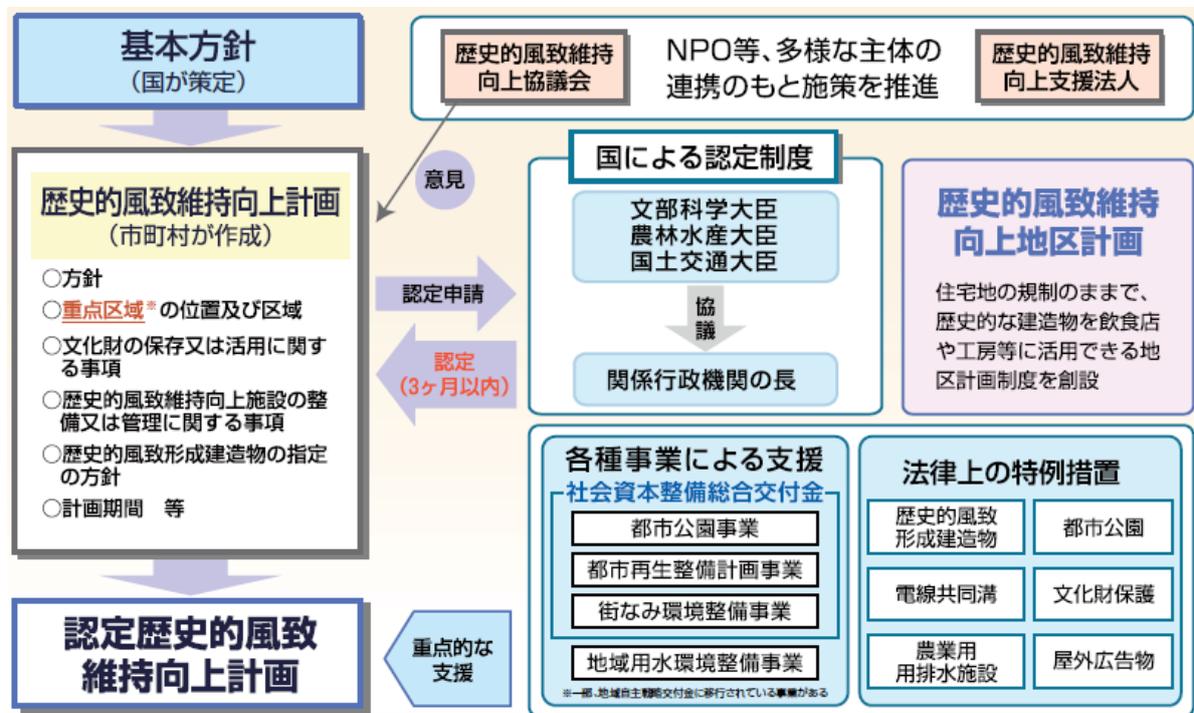
重要文化財「八幡宮本殿」、史跡「津和野城跡」等を含み、重要無形民俗文化財「津和野弥栄神社の鷺舞」や津和野踊り等の祭礼が受け継がれ、藩校 養老館や町屋建築が残る津和野城下町やその背景となり津和野の景観を形づくる青野山麓の区域と重点区域とし、藩校養老館の保存修理・活用、青野山麓から城下町への眺望を生かした広場・散策路整備、伝統行事の活動支援等の事業が位置付けられている。



【藩校養老館前で行われる鷺舞】

【歴史まちづくり法の概要】

市町村は、国が策定する基本方針に基づき、次に掲げる事項を記載した歴史的風致維持向上計画を作成し、国の認定を申請できます。記載すべき事項については、法第5条第2項各号及び主務省令に定められています。



※重点区域とは「重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地」又は「重要伝統的建造物群保存地区内の土地の区域」と、「その周辺の土地の区域」のことをいう。

●歴史的風致維持向上計画作成の条件

歴史的風致維持向上計画（以下「計画」）の作成にあたっては、重点区域について定める必要があります。重点区域は、①「重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地」、②「重要伝統的建造物群保存地区内の土地」のいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域とされています。

また、歴史まちづくり法で「歴史的風致」の定義は、（a）「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動」と（b）「その活動が行われる歴史上価値の高い建造物」及び（c）「その周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」となっています。

つまり、上記①②のような重要文化財に指定された建造物等と、（a）～（c）のような活動や建造物、市街地の環境が有れば、計画を作成することができます。

詳しくは国土交通省HPをご覧ください。<http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/index.html>

市街地再開発事業及びマンション建替え事業 についての説明会開催について

一般社団法人再開発コーディネーター協会主催による、市街地再開発事業及びマンション建替え事業についての最新施策等の説明会が下記のとおり開催されます。

1. 開催日時

6月28日(金) 9:30～17:00

2. 会場

北海道立道民活動センタービル(かでの2・7)会議室
(札幌市中央区北2条西7丁目)

3. カリキュラム

(1) マンション建替え事業に関する最新施策・先進事例の紹介(9:30～12:00)

- ・最新のマンション建替え政策、予算、法改正およびそのポイントについて
講師：国土交通省 担当官
- ・マンション建替え実現事例の概要と今後の展開
講師：民間有識者

(2) 市街地再開発事業に関する最新施策・先進事例の紹介(13:00～17:00)

- ・最近の再開発事業関係新規施策等について
講師：国土交通省 担当官
- ・安全・安心な市街地構築に向けた市街地開発事業の展開
講師：民間有識者
- ・再開発事業の新しい手法について－事例を中心として－
講師：民間有識者

4. 受講料

地方公共団体等の方は、カリキュラム(1) 2,000円, (2) 6,000円, (1)(2)同時申込 7,000円
一般の方は、カリキュラム(1) 4,000円, (2) 12,000円, (1)(2)同時申込 15,000円

5. 申込方法

メール又はFAXにて所定の事項[連絡先、参加人数、受講希望カリキュラム((1)、(2)又は(1)(2)同時受講の別)]を記入して「7. 申込先・問い合わせ先」のとおりお申込ください。

6. 申込期限

定員(カリキュラム(1)20名、(2)15名)に達し次第、締め切りとさせていただきます。

7. 申込先・問合せ先

(一社)再開発コーディネーター協会 事業関係説明会(担当 林)

TEL : 03-6400-0261

FAX : 03-3454-3015

Mail : jigyuu@urca.or.jp

※本件に係る詳細は一般社団法人再開発コーディネーター協会HPをご覧ください。

HP : <http://www.urca.or.jp/kenkyukai/gijyutu.html>